

「みおしずく」ロゴデザイン等使用管理要領

令和5年（2023年）8月1日滋食ブ第284号
滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長通知

（趣旨）

第1条 この要領は、いちご品種「滋賀SB2号」（品種登録出願の番号：第35750号）の消費拡大や普及促進を図り、本いちごが広く消費者に親しまれ、定着するために定めた別紙1に掲げるロゴタイプとロゴマーク（二点をまとめ以下、「本商標」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用対象商品）

第2条 本商標の使用対象商品は、別紙2に掲げる指定商品区分および指定商品の内、指定商品として登録されている商品とする。

（商標権）

第3条 本商標に関する一切の権利は滋賀県に属し、本商標の管理は滋賀県みらいの農業振興課が行う。

（使用条件）

第4条 本商標は、滋賀県園芸農産振興協議会から種苗生産の許諾を受けた団体から譲渡された種苗を用いて生産したいちごにのみ使用できるものとする。加えて、青果における本商標の使用においては、以下の第2、3項の条件を満たすこと。また、加工品への本商標の使用においては、以下の第4項の条件を満たすこと。

- 2 青果における本商標の使用においては、滋賀県園芸農産振興協議会が作成している『「みおしずく」出荷規格』の規格適合品であること。（規格外品には名称「みおしずく」のみ使用が可能。）
- 3 青果における本商標の使用においては、JAを通じた県域の共同出荷またはJAファーマーズマーケットへの出荷に限ること。
- 4 加工品における本商標の使用においては、当該加工品に「みおしずく」が必ず含まれていなければならない。かつ他のいちご品種を混合してはならない。

（使用上の注意）

第5条 本商標の使用は、非独占的になされるものとする。

- 2 本商標の使用に当たっては、以下の各号を遵守すること。
 - (1) 本商標の使用によって、誤認または混同を生じさせないこと。
 - (2) 本商標を、自己のシンボルマーク、標章または意匠として使用しないこと。
 - (3) 本商標自体を商品化しないこと。
 - (4) 加工食品については、食品等関係法令（食品衛生法、景品表示法、JAS法等）による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。
- 4 使用者は、本商標とともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものとする。

（使用許諾の申請）

第6条 本商標を使用しようとするものは、あらかじめ滋賀県みらいの農業振興課長に使用許諾申請をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が公用または公共用に使用する場合
- (2) 滋賀県園芸農産振興協議会の構成団体、農業協同組合が出荷資材やパンフレット、広告等に使用する場合

- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (4) その他みらいの農業振興課長が承認の手続きを必要としないと認めた場合
- 2 前項の使用許諾申請は、青果については使用許諾申請書（様式第1号-1）を、加工食品については使用許諾申請書（様式第1号-2）を提出するものとする。
- 3 本商標の使用にかかる完成見本（デザイン等）、加えて加工食品については、申請者または製造を委託する事業者に対する保健所の営業許可を証明する書類等の写し、原材料仕入れが証明できる書類及び商品の原材料名が記載されている書類を添付すること。

（使用の許諾）

第7条 滋賀県みらいの農業振興課長は、前条により申請書の提出があったときは、審査の上、使用許諾書（様式第2号）を申請者に交付する。

- 2 前項による許諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付すことができる。
- 3 本商標の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、これを許諾しない。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (3) 本いちご品種「滋賀SB2号」や滋賀県産いちご等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - (4) 第4条に定める使用条件および第5条に定める使用上の注意を満たさない場合
 - (5) その他、申請の内容等について滋賀県みらいの農業振興課長が適当でないと判断した場合

（使用料）

第8条 本商標の使用料は無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第9条 本商標の使用に関する事故又は苦情については、使用者が誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

- 2 滋賀県は、本商標の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標の使用に関する事故又は苦情があった場合は、その内容を速やかに滋賀県みらいの農業振興課長に報告しなければならない。

（使用状況の確認）

第10条 滋賀県みらいの農業振興課長は、使用者に本商標の使用状況について、必要に応じて報告を求め、又はその職員に検査させることができる。

（情報の公開）

第11条 滋賀県みらいの農業振興課長は、本商標について、広く使用促進を図る観点から、本商標の使用許諾の状況について、情報を公開することができる。

（使用許諾の取消し）

第12条 滋賀県みらいの農業振興課長は、第7条第1項に規定する許諾書の交付を受けたものが、第4条に定める使用条件及び第5条に定める使用上の注意に違反した場合並びに第7条第3項各号のいずれかに該当すると認められた場合、その他本商標の使用継続が不適當であると認められる場合は、使用許諾を取消し、または使用者に対し、使用商品等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項の規定により、使用許諾が取り消された場合、当該取消の日から使用することはできないものとする。
- 3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本商標の使用に関して必要な事項については、滋賀県み

らの農業振興課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(別紙1) (第1条関係)

表1

 <p>みおしずく MIOSHIZUKU</p> <p>(ロゴタイプ)</p>	 <p>(ロゴマーク)</p>
--	---

(別紙2)(第2条関係)

「みおしずく」のロゴタイプ(文字商標)、ロゴマークの指定商品区分および指定商品について

※「×」の指定商品にロゴタイプ(文字商標)を使用する場合、(別紙3)に示す記載例を参考とすること

表2

○:指定商品 ×:指定商品でない

指定商品区分	指定商品	文字商標	ロゴマーク	商品の例
第29類	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)	×	○	
	食用油脂	○	○	
	乳製品	○	○	乳酸飲料、乳酸菌飲料、発酵乳など
	冷凍野菜	○	○	
	冷凍果実	○	○	
	加工野菜及び加工果実	○	○	果実の缶詰及び瓶詰、乾燥果実、ジャムなど
	油揚げ	○	○	
	凍り豆腐	○	○	
	こんにゃく	○	○	
	豆乳	○	○	
	豆腐	○	○	
	加工卵	○	○	
	カレー・シチュー又はスープのもと	○	○	
	お茶漬けのり	○	○	
	ふりかけ	○	○	
	なめ物	○	○	
	豆	○	○	
食用たんぱく	○	○		
第30類	アイスクリーム用凝固剤	○	○	
	ホイップクリーム用安定剤	○	○	
	食品香料(精油のものを除く。)	○	○	
	茶	○	○	ウーロン茶、紅茶など
	コーヒー	○	○	
	ココア	○	○	ココア、チョコレート飲料など
	氷	○	○	
	菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)	×	○	あめ、アイスクャンディー、アイスクリーム、クッキー、シャーベット、スポンジケーキ、ドーナツ、フルーツゼリー、ワッフルなど
	パン	×	○	ジャムパン、食パンなど
	サンドイッチ	×	○	
	中華まんじゅ	×	○	
	ハンバーガー	×	○	
	ピザ	×	○	
	ホットドッグ	×	○	
	ミートパイ	×	○	
調味料	○	○		
香辛料	○	○		
アイスクリームのもと	○	○		

	シャーベットのもと	○	○	
	穀物の加工品	○	○	オートミール、コーンフレークなど
	チョコレートスプレッド	○	○	
	即席菓子のもと	○	○	ゼリーのもと、ドーナツのもとなど
	パスタソース	○	○	
	食用グルテン	○	○	
	食用粉類	○	○	
第 31 類	野菜	○	○	
	糖料作物	○	○	
	果実	○	○	いちごなど
	麦芽	○	○	
	あわ	○	○	
	きび	○	○	
	ごま	○	○	
	そば(穀物)	○	○	
	とうもろこし(穀物)	○	○	
	ひえ	○	○	
	麦	○	○	
	粳米	○	○	
	もろこし	○	○	
	飼料用たんぱく	○	○	
	飼料	○	○	
	種子類	○	○	
	木	○	○	
	草	○	○	
	芝	○	○	
	ドライフラワー	○	○	
	苗	○	○	
	苗木	○	○	
	花	○	○	
牧草	○	○		
盆栽	○	○		
第 32 類	ビール	○	○	
	清涼飲料	○	○	アイソトニック飲料、コーラ飲料、サイダー、シャーベット水、シロップ、ジンジャーエール、清涼飲料のもと、炭酸水、ラムネ、など
	果実飲料	○	○	
	飲料用野菜ジュース	○	○	
	乳清飲料	○	○	
第 33 類	清酒	○	○	
	焼酎	○	○	
	合成清酒	○	○	
	白酒	○	○	
	洋酒	○	○	ウイスキー、ウォッカ、ジン、ブランデー、ラム、リキュールなど
	果実酒	○	○	いちご酒など
	酎ハイ	○	○	
	中国酒	○	○	
薬味酒	○	○		

(別紙3)

「みおしずく」のロゴタイプ(文字商標)は、表2「×」で示した指定商品(菓子、パンなど)の商品名への使用はできない。ただし、原材料に「みおしずく」を使用していることは表示が可能であり、下記表3を参考に表示を行うこと。

表3

表示不可	表示可
みおしずくパン	いちごパン 滋賀県産みおしずく使用

なお、表示を行う指定商品や表示方法について確認を行う際は、下記まで連絡を行うこと。

県みらいの農業振興課食のブランド推進室マーケティング係

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3892 FAX:077-528-4882

MAIL:gc01@pref.shiga.lg.jp

(様式第1号-1)

「みおしずく」ロゴデザイン等使用申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長

申請者

所在地

氏名 (法人等にあつては名称および代表者氏名)

発行責任者・担当者

氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者氏名)

連絡先

電話番号

「みおしずく」ロゴデザイン使用要領第6条の規定に基づき、「みおしずく」のロゴデザインを下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用しようとするデザイン

- ロゴタイプ
- ロゴマーク

2 使用用途

3 使用期間

(添付書類)

- ・申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- ・ロゴタイプ、ロゴマークの使用内容が分かる写真等

(様式第1号-2)

「みおしずく」ロゴデザイン等使用申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長

申請者

所在地

氏名 (法人等にあつては名称および代表者氏名)

発行責任者・担当者

氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者氏名)

連絡先

電話番号

「みおしずく」ロゴデザイン使用要領第6条の規定に基づき、「みおしずく」のロゴデザインを下記のとおり使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用しようとするデザイン

- ロゴタイプ
- ロゴマーク

2 使用用途

3 使用期間

4 営業許可を受けた営業所の名称および所在地

(添付書類)

- ・申請者の所在、活動内容その他概要が分かる資料
- ・ロゴタイプ、ロゴマークの使用内容が分かる写真等
- ・申請者または製造を委託する業者の製造、販売にかかる保健所の営業許可を証明する書類等の写し
- ・原材料仕入れが証明できる書類および商品の原材料名が記載されている書類

(様式第2号)

「みおしずく」ロゴデザイン等使用承認通知書

年 月 日

(あて先)
申請者

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課長

年 月 日付で申請のあった下記については、「みおしずく」ロゴデザイン使用要領第7条第1項の規定に基づき、使用を承認します。

記

1 使用用途

2 使用期間